

# 阿賀野市災害廃棄物処理計画【概要版】

## ◆背景及び目的

災害が発生した際には、生活ごみに加え、被災家屋からの片づけごみや家屋の解体で発生する解体廃棄物などの災害廃棄物が発生します。平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成23年3月の東日本大震災、直近では令和6年1月に発生した能登半島地震では、被害が広範囲に及び、大量に発生した災害廃棄物が震災からの復旧・復興の大きな障害となりました。

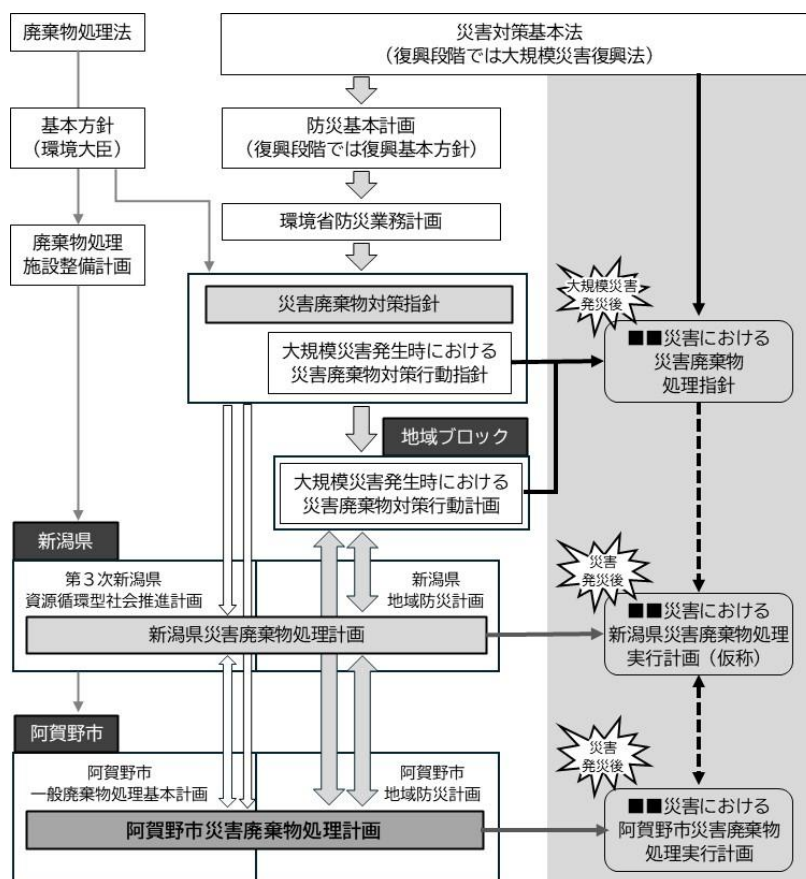
阿賀野市（以下「本市」といいます。）では、平成27年3月に「阿賀野市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理体制の構築に努めてきました。

しかし、近年では豪雨による水害が各地で発生しており、これらに伴い発生する災害廃棄物の適切かつ迅速な処理が求められています。また、新潟県（以下「県」といいます。）では、令和元年6月から令和4年3月にかけて「地震被害想定調査」を実施し、これまでの被害想定の見直しを行いました。これを受けて、令和6年3月には「阿賀野市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」といいます。）の改定が行われています。

このような背景から、本市では本計画の改定を行いました。本計画では、本市への影響のある月岡断層帯の地震や県北・山形沖の地震などに加え、風水害も対象としています。市民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進することを目的に、平常時における事前対策、災害発生後の各段階に応じた応急対策及び事後対策についての基本的な方針を取りまとめています。

## ◆計画の位置づけ

本計画は「災害廃棄物対策指針」に基づき、県災害廃棄物処理計画、市地域防災計画等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。



## ◆対象とする災害廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となります。

| 災害時に発生する<br>廃棄物の種類    |              | 概要                             | 本計画<br>対象 |
|-----------------------|--------------|--------------------------------|-----------|
| 一般<br>廃棄物             | し尿           | 被災施設の仮設トイレからのし尿                | ○         |
|                       |              | 通常家庭のし尿                        | ○         |
|                       | 生活ごみ         | 被災した住民の排出する生活ごみ                | ○         |
|                       |              | 通常生活で排出される生活ごみ                 | ○         |
|                       | 避難所ごみ        | 避難施設で排出される生活ごみ                 | ○         |
|                       | 災害廃棄物        | 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物           | ○         |
|                       |              | 損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）        | ○         |
|                       |              | 損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物              | ○         |
|                       |              | その他災害に起因する廃棄物                  | ○         |
|                       | 事業系<br>一般廃棄物 | 被災した事業場からの廃棄物                  | ○         |
| 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。） |              |                                |           |
| 産業廃棄物                 |              | 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物 |           |

注）生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害廃棄物処理事業費補助金の対象外です。

## ◆地震による被害想定

県では、平成9年度以来2回目となる地震被害想定調査をしています。「新潟県地震被害想定調査報告書」による被害想定のうち、本市への影響が大きい地震災害による建物への想定被害は以下のとおりです。

| 想定震源        | 揺れ        |           | 液状化       |           | 土砂災害      |           | 地震火災        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|             | 全壊<br>(棟) | 半壊<br>(棟) | 全壊<br>(棟) | 半壊<br>(棟) | 全壊<br>(棟) | 半壊<br>(棟) | 焼失棟数<br>(棟) |
| 月岡断層帯       | 11,623    | 5,573     | 65        | 1,761     | 2         | 4         | 5,066       |
| 長岡平野西縁断層帯   | 1,192     | 5,064     | 40        | 1,437     | 0         | 1         | 1,022       |
| F34(県北・山川沖) | 2,009     | 5,364     | 50        | 1,599     | 1         | 3         | 2,818       |

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

## ◆被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

月岡断層帯で発生する地震を想定した場合の被害をもとに、本市での災害廃棄物の発生量を推計した結果、その量は約218万トンにのぼります。本計画では、このような膨大な廃棄物が発生する可能性を踏まえ、必要な対応を定めています。

| 項目                     | 区分・内訳    | 発生量       |
|------------------------|----------|-----------|
| 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン） | 柱角材      | 329,453   |
|                        | 可燃物      | 25,276    |
|                        | 不燃物      | 475,877   |
|                        | コンクリートがら | 1,257,672 |
|                        | 金属くず     | 28,762    |
|                        | その他      | 61,882    |
|                        | 合計       | 2,178,922 |
| 片付けごみ（トン）              | 初動期      | 47,570    |
| 避難所ごみ（トン/日）            | 1日後      | 15.3      |
| し尿（kL/日）               | 1日後      | 51.2      |

## ◆災害廃棄物処理の基本方針

### ●基本方針

災害廃棄物処理体制の整備及び災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下に示します。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害廃棄物処理体制の整備に関する基本方針 | <p>【震災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。</li> <li>● 住民（各家庭）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。</li> <li>● 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</li> <li>● 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。</li> </ul> <p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。</li> <li>● 住民（各家庭）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、浸水被害の軽減を図り、併せて水害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心掛ける。</li> <li>● 市は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。</li> <li>● 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。</li> </ul> |
| 災害廃棄物の処理に関する基本方針     | <p>【迅速な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時には多量の廃棄物やし尿が一時的に発生するため、生活環境の保全と公衆衛生の確保を最優先とする</li> <li>● 廃棄物の収集体制や処理施設の状況、道路の寸断等に応じて状況を的確に把握し、迅速な処理を目指す</li> <li>● 災害廃棄物処理の優先順位を明確にし、被災者の生活ごみやし尿の処理を最優先としつつ、効率的かつ迅速な対応を行う</li> </ul> <p>【計画的な対応・処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 刻々と変化する災害状況に対応するため、災害廃棄物の発生量、道路や施設の被災状況、仮置場の設置状況、処理施設の能力を逐次把握し、最適な処理体制を構築する。</li> <li>● 処理の効率化を図り、災害廃棄物の計画的な処理を推進する。</li> </ul> <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺市町村、事業者など地域での連携を強化し、協力して対応することを基本とする。処理能力が不足する場合には、国や県、他の地方自治体からの協力・支援を受け、円滑な処理を進める体制を整える。</li> </ul>                                                                                              |

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

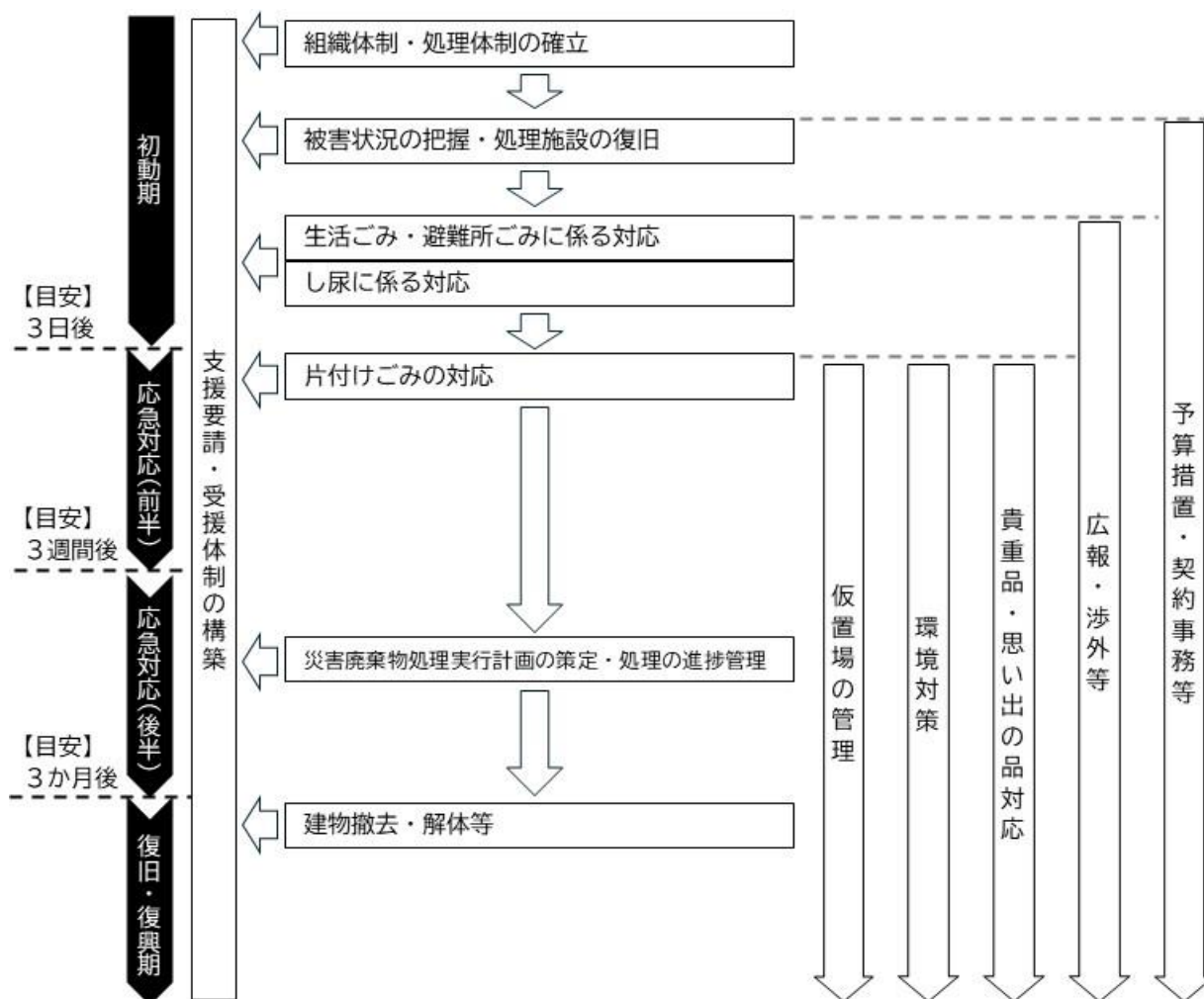
### ●処理目標

災害廃棄物等の処理目標等は、以下のとおりとします。

| 項目                | 目標                                                                          |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 生活ごみ及び避難所ごみの収集・処理 | 災害発生時には、概ね2～3日以内に生活ごみの収集を開始するとともに、避難所ごみや被害の大きな地域のごみを優先的に処理し、衛生的な環境を迅速に確保する。 |
| 災害廃棄物の処理          | 可能な限り早期の完了を目指す、最長でも災害発生から3年以内に処理を完了させる。                                     |

## ◆災害における廃棄物対応の流れ

災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを以下に示します。



注) 図中の時期の目安は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月 環境省）に従い記載。

| 時期区分         | 時期区分の特徴                                             | 時間の目安  |
|--------------|-----------------------------------------------------|--------|
| 初動期          | 人命救助が優先される時期<br>(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)       | 発災後数日間 |
| 応急対応<br>(前半) | 避難所生活が本格化する時期<br>(主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)       | ～3週間程度 |
| 応急対応<br>(後半) | 人や物の流れが回復する時期<br>(災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)         | ～3か月程度 |
| 復旧・復興        | 避難所生活が終了する時期<br>(一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間) | ～3年程度  |

## 1 組織体制・処理体制の確立

災害廃棄物処理を担当する部署が中心となり、廃棄物処理の組織体制および処理体制を確立します。庁内での体制構築においては、災害対策本部との連携を図り、職員の応援体制も含めた仕組みを整備します。

【詳細は本編 p20～】

## 2 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握します。また、五泉地域衛生施設組合に廃棄物処理施設の被災状況を確認し、施設が被災している場合には、復旧作業を依頼します。【詳細は本編 p35～】

## 3 生活ごみ、避難所ごみ、し尿に係る対応

平常時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設で処理を行います。避難所ごみについても同様の対応を行います。

また、使用済み携帯トイレや簡易トイレの処理や、仮設トイレが設置された場合のし尿汲み取りと処理を実施します。【詳細は本編 p37～】

## 4 片付けごみへの対応

自宅の片付けで生じる家具や廃家電などの廃棄物を仮置場に保管し、適切な処理先へ搬出します。また、片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車で収集し、一次仮置場まで運搬します。【詳細は本編 p47】

## 5 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害状況を迅速に把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。その進捗状況を管理し、県から技術的支援を受けることで、処理の円滑化を図ります。【詳細は本編 p64～】

## 6 建物撤去・解体等

損壊家屋の撤去や必要に応じた解体を、関係部局や建設事業者と連携して実施します。特に倒壊の恐れがある家屋を優先的に対応します。【詳細は本編 p62～】

## 7 支援要請・受援体制の構築

人員や資機材が不足する場合には、他市町村や県、民間事業者と協定を活用して支援を要請します。また、支援を受け入れるための受援体制も整備します。【詳細は本編 p33～】

## 8 仮置場の管理

災害廃棄物を分別し、焼却処理やリサイクル、最終処分に対応できるよう仮置場で選別や破碎を行います。【詳細は本編 p48～】

## 9 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の防止、粉じんや悪臭、害虫対策などの必要な環境保全措置を実施します。

## 10 貴重品・思い出の品対応

廃棄物から発見された貴重品は警察に届け出ます。思い出の品については、適切に保管し持ち主に返却できるよう対応します。

## 11 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行います。また、支援者や処理先と適切に交渉し、処理体制を確保します。【詳細は本編 p44】

## 12 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理に必要な事業費を確保するとともに、処理事業者との契約事務を適切に行います。

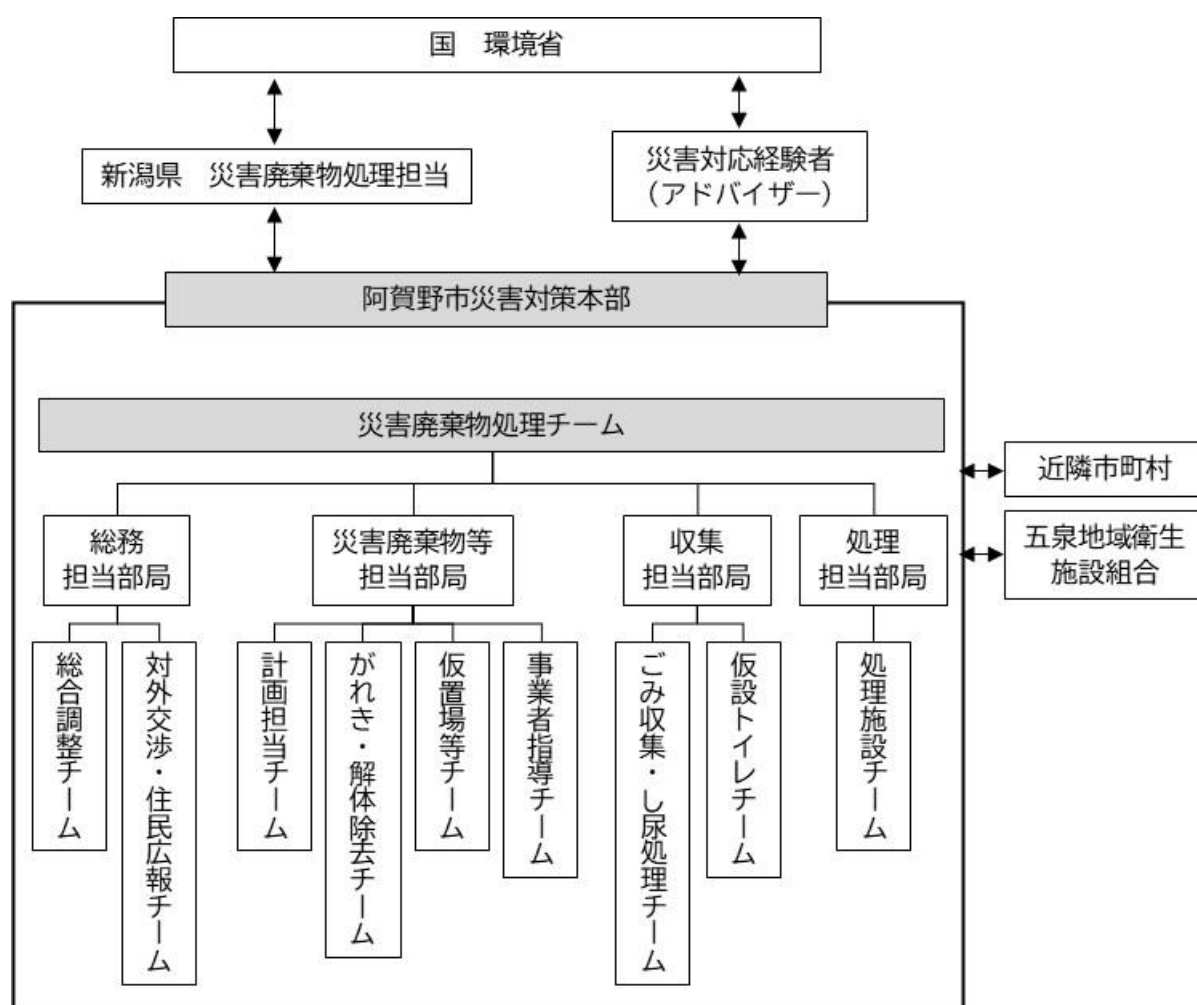
### ◆災害廃棄物処理における体制

発災時における災害廃棄物対策の組織体制は、以下の図を基本とし、非常時および緊急時の組織体制や指揮命令系統との整合性を図ります。

災害廃棄物処理を担当する組織には、道路上の障害物の撤去・運搬、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）、仮置場の設置（砕石や敷鉄板の手配）および原状回復など、重機を使用する作業が含まれます。そのため、設計、積算、現場管理などに必要な土木職や建築職の支援を受けられる体制とします。

**水害** また、大雨など水害の恐れがある予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を整え、迅速かつ適切に対応できるよう努めます。

本計画では、発生頻度の高い大雨や台風などの水害対策に関して、関連する部分を **水害** のマークで示しています。



## ◆各種協定

発災後には、本市や県が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適切かつ迅速に災害時の廃棄物処理を進めます。また、平時には本計画や関係主体が実施する演習や訓練などを通じて、協定内容の点検や見直しを行い、万全の体制を整えます。

### 【自治体間で締結している災害時支援協定】

| No. | 協定名                             | 区分   | 協定の主な内容 | 締結先                                                                        | 締結年月日       |
|-----|---------------------------------|------|---------|----------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1   | 災害時における近隣市町村相互援助協定              | 相互応援 | 相互応援    | 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町                                | H18. 8. 1   |
| 2   | 磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱 | 相互応援 | 相互応援    | 新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、西会津町、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、郡山市、三春町、田村市、小野町、いわき市 | H10. 5. 21  |
| 3   | 災害時における相互応援に関する協定               | 相互応援 | 相互応援    | 栃木県真岡市                                                                     | H20. 10. 14 |
| 4   | 災害時における相互応援に関する協定               | 相互応援 | 相互応援    | 埼玉県桶川市                                                                     | H26. 12. 17 |
| 5   | 災害時における相互応援に関する協定               | 相互応援 | 相互応援    | 茨城県那珂市                                                                     | H27. 12. 15 |
| 6   | ゴミ処理施設相互応援協定                    | 廃棄物  | 廃棄物の処理  | 新発田地域広域事務組合、村上市、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市                                           | H20. 7. 10  |
| 7   | 災害廃棄物の処理に関する応援協定書               | 廃棄物  | 廃棄物の処理  | 新潟県及び県内市町村                                                                 | H18. 10. 23 |

注) 災害支援として締結している協定のうち、災害廃棄物処理業務に関連する協定のみ記載しています。

### 【民間事業者団体と締結している災害時支援協定】

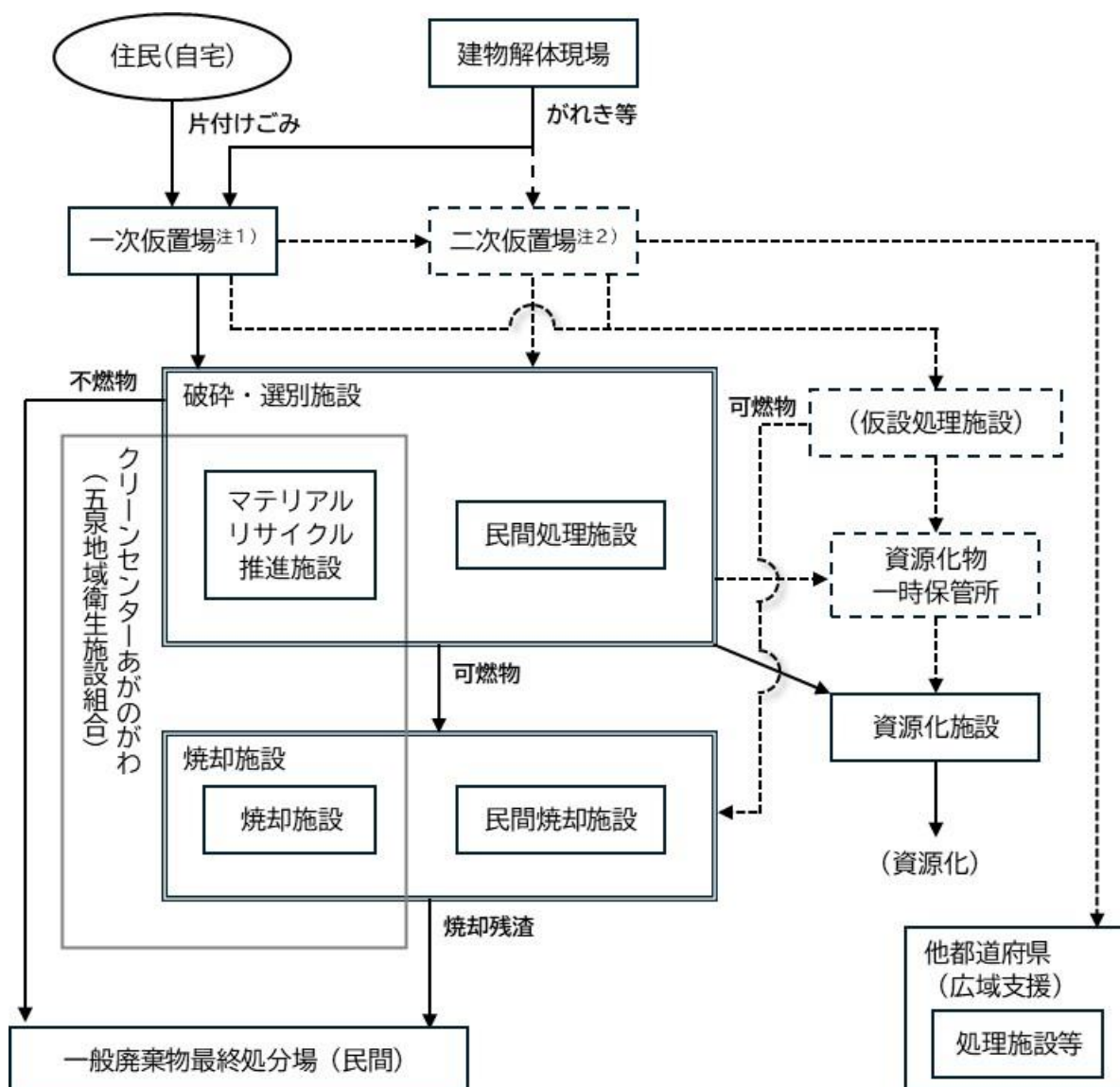
| No. | 協定名                            | 区分          | 協定の主な内容         | 締結先               | 締結年月日      |
|-----|--------------------------------|-------------|-----------------|-------------------|------------|
| 1   | 災害時における応急対策に関する応援協定            | 物資協定        | 物資供給            | 阿賀野市建設業協会         | H18. 1. 30 |
| 2   | 災害時における物資供給に関する協定書             | 物資協定        | 物資供給            | NP0 法人コメリ災害対策センター | H19. 10. 1 |
| 3   | 災害時における物資供給に関する協定書             | 物資協定        | 物資供給            | (株)ひらせいホームセンター    | H31. 3. 8  |
| 4   | 災害時における物資供給に関する協定書             | 物資協定        | 物資供給            | (株)アクティオ          | H23. 4. 1  |
| 5   | 災害時における物資供給に関する協定書             | 物資協定        | 物資供給            | (株)レンタルのニッケン信越支店  | H31. 4. 4  |
| 6   | 災害業務における通信業務に関する協定書            | 情報          | 通信応援            | 水原アマチュア無線クラブ      | H19. 9. 4  |
| 7   | 災害時の情報伝達に関する契約                 | 情報          | 通信応援            | (株)エフエム新津         | 毎年度契約      |
| 8   | 災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書 | 災害ボランティアの受入 | 災害ボランティアセンターの運営 | 阿賀野市社会福祉協議会       | R3. 3. 9   |

注) 災害支援として締結している協定のうち、災害廃棄物処理業務に関連する協定のみ記載しています。

## ◆災害廃棄物の処理の流れ

市民が自宅の片付けで排出するごみや、損壊家屋の解体で発生するがれき等は、処理先へ搬出するまで一次仮置場で分別して一時保管します。一次仮置場から搬出した廃棄物は、破碎・選別し、資源化や焼却処理を実施し、再資源化が難しいものは最終処分します。

また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。



注1) 市民が直接持ち込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設または二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場のことです。

注2) 一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で、仮設の破碎・選別施設や資源物の一時保管場所を併設することもあります。

注3) 令和7年4月1日(予定)。

### 阿賀野市災害廃棄物処理計画(概要版)

発行：令和7年3月

編集：阿賀野市 民生部 市民生活課

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

電話 (0250) 61-2473 E-mail shimin@city.agano.niigata.jp